

新潟県

教育月報 7 月号

第678号
平成18年 7 月 1 日発行
編集人、発行人
新潟県教育委員会

～ 教職員の事故防止と 服務規律の確保について～

義務教育課
高等学校教育課



1 はじめに

子どもたちの生きる力をはぐくむ学校教育の根底に不可欠なものは、教職員に対する児童生徒、保護者、地域からの信頼です。

しかし、教職員による事故が多発し、とりわけ倫理観に欠けた非違行為が続発している現状は、県民の教育に対する信頼を著しく損ねる深刻な事態を招いています。

教職員は勤務時間中はもとより、私生活においても、教育に携わる公務員としての自覚をもち、服務規律の厳正な確保と事故防止に万全を期すことが必要です。

本号では、昨年度の教職員事故の状況と事故防止について、具体例を挙げて説明します。各学校では、記事にある事例や取組を参考に、教職員の服務規律の確保及び事故防止への意識の向上に、一丸となって取り組んでください。

2 教職員事故の発生状況について

(1) 事故の概要

平成17年度の事故件数は表1のとおりです。

義務教育諸学校(県立特別支援学校を含み、私立・国立学校を除く)における教職員の事故は、総数では244件と前年度より6件多くなっています。特に平成16年度には無かった飲酒・酒気帯び運転が6件発生し、交通事故等以外の非違行為も2件増加しています。これらの行為は、社会人として、また、より高い倫理観が求められる教職員としてのモラルを欠くものです。

県立高等学校においては、総数で112件と前年度より9件少なくなっています。特に交通事故等以外の非違行為が激減しました。各学校での教職員の意識向上への取組の成果と考えます。しかし、交通加害事故が8件も多くなっており、負傷事故も多くなっているという状況です。

表1 教職員事故の件数(報告件数)

		義務教育諸学校		県立高等学校	
		16年度	17年度	16年度	17年度
交通事故等	被害事故	20	22	12	11
	加害事故	40	38	17	25
	飲酒・酒気帯び	0	6	0	0
	速度超過	20	20	9	7
	自損・物損等	1	6	32	25
負傷事故(交通事故以外)		120	119	25	30
非違行為(交通事故等以外)		12	14	19	6
病気等による死亡		11	9	4	4
その他		14	10	3	4
総 計		238	244	121	112

(2) 交通事故等の防止

ア 飲酒・酒気帯び運転の根絶

飲酒・酒気帯び運転は、重大な事故を引き起こす可能性の高い、極めて危険で悪質な行為です。したがって県教育委員会としては、飲酒・酒気帯び運転を行った場合は停職4～6ヶ月、その上で事故を起こした場合の大部分は、免職という厳しい処分で臨んでいます。各学校では強い危機感をもち、飲酒・酒気帯び運転の根絶に向け、改めて徹底した取組をお願いします。

次に、一つの事例を基に、問題の所在について考えてみます。

【事例1】

中学校のA教諭は友人から私的な誘いを受け、自家用車で飲食店に出掛け、午後5時頃から8時頃まで友人と飲酒をし、その後、代行道で友人宅に行き休憩をした。翌日、午前1時40分頃、帰宅のため友人宅を出て自家用車で走行中、信号を無視し、警ら中の警察官に停止を命ぜられ、呼気検査の結果0.25mg/ℓ以上のアルコール濃度が検出された。

<問題の所在>

飲酒・酒気帯び運転が、交通法規違反を誘発し、大事故を招きかねない状況をつくるという基本的認識が希薄になっていた。

飲酒が予定されている場所に自家用車を運転し出掛けることは避けるべきであった。

飲酒後は車を運転しないこと等を、飲酒を共にした友人と確認、注意し合うなど、未然に防止する手だてをとらなかった。

飲酒をした場合は、飲酒量や経過時間の多寡にかかわらず絶対に運転してはならないということを改めて肝に銘じる必要があります。

イ 速度超過違反の防止

一般道30km/h以上、高速道40km/h以上の速度超過違反は、飲酒・酒気帯び運転などと同等の危険度が高い重大な違反行為です。違反があった場合、裁判所から出頭を命ぜられ、刑事罰としての罰金刑が科せられます。さらに、公安委員会からは行政処分として免許停止処分を受けることとなります。

児童生徒の安全教育に携わり、率先して安全運転の励行に努めるべき立場の教職員がこのような速度超過違反を犯した場合、県教育委員会としては、懲戒処分の対象としています。昨年度は、義務教育諸学校で20件、県立高等学校で7件の懲戒処分を行いました。中には一般道で50km/h以上も速度超過するという信じがたい違反や、さらに、教職員を監督・指導すべき校長2名が速度超過違反を犯し、

いずれも減給処分となっています。

教職員は、こうした速度超過違反が悲惨な交通事故を引き起こし、取り返しのつかない結果を招くことを自覚し、心と時間に余裕をもった運転と、制限速度の遵守を心掛ける必要があります。

ウ 交通加害事故の防止

交通加害事故の多くは、脇見運転や前方不注意運転が原因で、歩行者や自転車等の発見が遅れたことにより発生しています。また、交差点における安全確認が不十分であったり、一時不停止や信号無視などにより、他車と衝突した事故も見受けられます。相手側に重傷を与えたため懲戒処分となった加害事故が、義務教育諸学校で6件、県立高等学校で5件発生しています。その多くが出勤や帰宅途中に発生しており、慣れから生ずる不注意や体調不良等が原因となっていると考えられます。

交通加害事故は、被害者やその家族はもとより、自分の家族まで巻き込み、その人生を台無しにしかねません。常に良好な体調を保持し、十分な安全確認と慎重な運転を心掛けてください。

(3) 交通事故等以外の非違行為の防止

平成17年度に発生した交通事故等を除く非違行為の件数は、表2のとおりです。

表2 教職員の非違行為件数(交通事故等以外)

年 度	義務教育諸学校		県立高等学校	
	16年度	17年度	16年度	17年度
体罰・暴力行為	6	2	4	2
性非行	3	1	6	0
情報流出	2	1	2	0
ひき逃げによる信用失墜	0	1	0	0
無断欠勤	0	1	0	0
不適切な指導	0	3	0	0
詐欺・収賄	0	1	0	0
窃盗	0	1	0	0
器物損壊	0	1	0	0
管理監督責任	1	2	2	2
その他	0	0	5	2
総 計	12	14	19	6

ア 体罰・暴力行為の防止

体罰は学校教育法第11条により禁止されており、教育的効果が無いばかりか、体罰を行った教職員のみならず、児童生徒や保護者の学校に対する信頼を著しく失墜させる行為です。平成17年度の体罰・暴力行為による懲戒処分は、義務教育諸学校で減給が2件、県立高等学校で戒告と減給が各1件となっています。

次の事例から、問題の所在について考えてみます。

【事例2】

県立高等学校のB教諭は、2年生体育の授業で、始業合図と同時に整列しているようにという事前の指示を守らなかった男子生徒に対し、出席簿で頭部をたたいた上、平手でほほを打ち、右足で左ももを蹴って、擦過傷を負わせた。

<問題の所在>

自らの指導に対するおごりがあり、生徒が素直に従わないことに平常心を失った。

児童生徒の側に立った思考ができず、生徒との信頼関係が十分に結ばれていなかった。

怒りの感情にまかせて行動し、自らの行為にさらに感情を高ぶらせ暴行がエスカレートした。

体罰以外にも、教職員が指示に従わない児童を別教室に移動させ、人権を著しく傷つける不適切な行為を行った事例があり、当該校の校長も監督責任を問われ、4人が懲戒処分を受けました。

教職員は人権を尊重した教育を推進する立場にあり、いかなる場合であっても児童生徒に体罰を用いてはいけません。毅然とした態度はもちろんですが、児童生徒の声に耳を傾ける謙虚さももちながら指導することが大切です。

イ 個人情報流出の防止

平成17年度には、教職員が生徒の個人情報を無断で持ち帰り自宅の個人用パソコンに保存したところ、ファイル共有ソフトを介してインターネット上に情報を流出させてしまい、減給処分を受けた事例が発生しています。また、平成18年度に入って間もなく、帰宅途中や帰宅後に、鍵をかけて駐車した車の中に置

いたパソコンやDVD、生徒名簿等が盗難に遭い、個人情報流出するという事故が発生しています。

教職員は、児童生徒の成績資料、住所、電話番号、写真、指導資料などの個人情報を慎重に取り扱うとともに、各学校では、校内規程やマニュアルの見直しと遵守、個人情報の管理状況の把握を必ず行ってください。

特に次の点についての徹底が必要です。

- ・ 前任校の児童生徒や卒業生の個人情報は返却、廃棄し、個人で保有したままにしない。
- ・ 児童生徒の成績処理等、個人情報にかかわる業務は学校内で行うようにする。そのために業務の精選と効率的な業務の推進を図る。
- ・ 校内規程等に基づく指導を遵守し、許可なく個人情報を校外に持ち出さない。
- ・ 許可を得て個人情報を持ち出した場合は、途中どこにも立ち寄らず帰宅する。

ウ 汚職事件等の発生の防止

汚職は、県民の信頼を損ねる各種の不祥事のなかでその最たるものです。

ここでは、なぜ詐欺・収賄が起きてしまったか、次の事例から問題の所在について考えてみます。

【事例3】

中学校のC教諭は、教材会社社員と懇意になり、共謀して虚偽の請求書を学校に提出し、市から消耗品費を詐取した。また、同社に有利な計らいをした謝礼等と知りながら、同社から購入したパソコン代の残債務免除の申し出を受諾した。そのため、詐欺罪、収賄罪で逮捕、起訴された。

<問題の所在>

職務上利害関係のある者と個人的に親密になり、二人だけで打ち合わせを行うなど、適正な職務遂行を妨げる状況を作った。

担当教科の教材等の購入業者選定がC教諭一人に任されていたり、購入物品の現品確認がされていないなど、財務会計事務の厳正な執行体制が確保されていなかった。

特定業者に有利な計らいをし、その謝礼としての債務免除を安易に受け入れるなど、賄賂(わいろ)についての認識が浅かった。教職員は、職務上利害関係にある民間企業・

業界団体の者との接触に関しては、常に公正さと透明度を保つようにする必要があります。

3 服務規律の確保のための取組について

今まで述べてきた以外にも、小学校教諭による意図的な器物損壊(→停職6ヶ月)、小学校教諭によるパチンコ店での窃盗(→免職)、中学校教諭によるひき逃げ行為(→免職)、中学校教諭による女子中・高校生に対する性非行(→免職)、事務職員による無断欠勤(→免職)等、様々な事例が発生しています。

したがって、教職員としての職責の重さを自覚し、私生活においても疑念をもたれることのないよう自らを律し、高い倫理観をもち続ける取組が必要です。

(1) 自覚ある行動を促す継続的な取組

上越地域のD小学校では、自校独自の自己点検表を用いて自らの行動を毎月振り返り、教職員としての自覚を高める取組を継続的にを行っています。

(2) 職場環境の整備

職場内の人間関係や校務のストレスの蓄積が精神的不安定を招き、事故発生につながる

場合があります。職場内のコミュニケーションを充実させ、明るく開かれた職場環境をつくるのが大切です。

(3) 校内研修の充実

各学校では、校内研修を充実させ、事故防止への意識を向上させることが重要です。本号の記事など具体的な事例に基づき、事故の及ぼす結果や影響を教職員が自覚するよう、研修等を是非行ってください。

4 おわりに

児童生徒、保護者、地域との信頼関係があってこそ学校教育は成り立っており、その信頼は、教職員一人一人の不断の努力から築かれるものです。しかし、教職員の事故とりわけ非違行為は、こうした努力を一瞬にして無にし、信頼を根底から失わせるものであり、一度損なった信頼を回復することの難しさは並大抵ではありません。各学校では、管理職の適切な指導の下、「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保のための指針」(平成17年12月)等を用い、事故の防止や根絶について具体的な取組を進めてください。

インフォメーション

●第2回はつらつ体験塾 チャレンジキャンプ開催のお知らせ

県少年自然の家では、不登校・不登校傾向にある児童生徒及びその子にかかわる人を対象に「第2回はつらつ体験塾フレンドリーキャンプ」を行います。自然体験活動や生活体験活動を通して、適応性や人間関係づくりの能力を高め、自立への支援をします。

開催日・期間 8月24日(木)～8月27日(日)3泊4日

主な活動内容・アウトドアクッキング

- ・地引き網
- ・カヌー、いかだ など

場所 県少年自然の家

対象・定員

小・中学生の不登校もしくは不登校傾向にある児童生徒30人とその保護者や適応指導教室関係者及びその子にかかわっている人。

参加料 一人 7,200円

申込み方法

電話か申込み用紙による。(申込み用紙は県少年自然の家へ請求して下さい。)

申込み締切り 定員に達するまで随時受け付けます。

申込み先・照会先

県少年自然の家

〒959-2602 新潟県胎内市乙字大日裏

0254-46-2224 FAX 0254-46-3070



昨年度は児童生徒39名、保護者17名が参加しました。

参加した皆さんの感想を一部紹介します。

「いつもならちょっと学校に行ったとき、1日緊張したけど、ここではみんな同じ気持ちの人の集まりだからものすごく安心した。(中学生)」
「異年齢の中で生活することはとても刺激になり、子どもの成長を促していた。」(保護者)

発行所 新潟県教育庁総務課

所在地 〒950-8570

新潟市新光町4番地1

電話 025-285-5511(内線3803)

FAX 025-285-3766

E-mail t5000105@mail.pref.niigata.jp

H P 版URL

<http://www.pref.niigata.jp/kyoiku/soumu/soumuka/>

<無断転載を禁ず>

